平成２１年（フ）第５１９号
茨城県那珂市菅谷906番地４
債務者　鈴木　知美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５２２号
水戸市見和１丁目381番地の12　市営桜が丘住宅28棟304号
債務者　佐藤　宏邦
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５２７号
茨城県水戸市末広町３丁目６番52号
債務者　山岡　美月
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５３４号
茨城県水戸市笠原町1382番地の２　県営六番池アパート１棟３Ｆ４号
債務者　諸川　清美（旧姓小沢）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第５４０号
茨城県笠間市住吉1273番地４
債務者　井上　信雄
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１４０号
茨城県結城市大字結城6113番地７　エンブレムＦ102号室、住民票上の住所広島県広島市西区井口五丁目27番１―802号
債務者　清水美知子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１６５号
茨城県常総市花島町289番地
債務者　程田　昭宏
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１７８号
茨城県猿島郡五霞町原宿台４丁目26番地５レジデンス若葉第２―101号
債務者　野口　幸宏
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２０１号
茨城県結城郡八千代町大字塩本371番地11、住民票上の住所茨城県古河市古河544番地173
債務者　園部　和泉
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第３００号
金沢市八日市１丁目158番地
債務者　鷲田　寿郎
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３７７号
金沢市専光寺町ニ41番地11
債務者　田川　進吾
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４２５号
石川県白山市千代野西１丁目５番地10
債務者　稲田ユカリ
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１４３８号
京都市西京区大原野灰方町281番地52
債務者　松岡　晴樹
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９１号
京都市東山区今熊野南日吉町２番地の３
債務者　杉原　吉美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３５号
京都市右京区西京極藪開町６番地４　ｓｈａＭａｉｓｏｎ―Ｍｉｎｏｒｉ105
債務者　阿部　知香
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３９号
京都市伏見区桃山町本多上野40番地12　桃陽マンション202号室
債務者　中村　悦子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第６９７号
兵庫県赤穂郡上郡町山野里888番地の１
債務者　高見　洋祐
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部